

65歳以上の皆さん 介護保険料が変わります

高齢化による介護サービス費の増大や、新たな施設整備の必要などにより、保険料を改定せざるを得ない状況になっていきます。病気などで介護や支援が必要な状態となった人が、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、皆さんの理解と協力をお願いします。

☎高齢者福祉課 ☎0848・67・6240

基準額

新たな保険料(今月1日から)

段階	保険料(円)		段階	保険料(円)		対 象
	年額	月額		年額	月額	
第1段階	23,760	1,980	第1段階	29,760	2,480	生活保護受給者または市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受けている人
第2段階	23,760	1,980	第2段階	29,760	2,480	市民税非課税世帯で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が、80万円以下の人
第3段階	35,640	2,970	特例第3段階	39,878	3,323	市民税非課税世帯で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が、80万円を超え120万円以下の人
			第3段階	44,640	3,720	市民税非課税世帯で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が120万円を超える人
特例第4段階	43,243	3,604	特例第4段階	54,163	4,514	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の人
第4段階	47,520	3,960	第4段階	59,520	4,960	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円を超える人
第5段階	55,123	4,594	第5段階	69,043	5,754	本人が市民税課税で、前年の所得合計が125万円未満の人
第6段階	59,400	4,950	第6段階	74,400	6,200	本人が市民税課税で、前年の所得合計が125万円以上190万円未満の人
第7段階	71,280	5,940	第7段階	89,280	7,440	本人が市民税課税で、前年の所得合計が190万円以上600万円未満の人
第8段階	83,160	6,930	第8段階	104,160	8,680	本人が市民税課税で、前年の所得合計が600万円以上の人

※第6段階と第7段階の境界基準所得額が、200万円から190万円に変わりました。

基準額(月額)4,960円に

介護保険料が、次の表のとおり変わります。第3段階に特例を新設するほか、保険料がこれまでと比べ、月額353円(2,490円)上がります。なお、本市の保険料は、変更後も県内で3番目に低い金額となっています。

今月1日から 暴力団排除条例を施行

市民の皆さんが安全で平穏に生活でき、本市の社会経済活動を健全に発展させるため、暴力団の排除を推進する条例を施行します。

この条例では、暴力団員に資金を提供しないことや、祭礼などから暴力団を排除することなどを、警察や市、市民・事業者の皆さんが一体となって取り組むよう定めています。

条例の基本理念

- ①暴力団を恐れない
- ②暴力団に資金を提供しない
- ③暴力団を利用しない

市の役割

- ・暴力団排除に関する施策の推進
- ・暴力排除活動を行う団体の支援
- ・暴力団員を入札などに参加させないなど

市民・事業者の皆さんの役割

- ・暴力団員と不適切な関係を持たない
- ・市の施策への積極的な協力
- ・契約書を交わす場合、相手方が暴力団員などでないことを確認するよう努める
- ・祭礼などに暴力団員を関与させないなど

☎生活環境課

☎0848・67・6178

予防接種を 無料で実施しています

来年3月31日まで、子宮頸がん、インフルエンザb型(ヒブ)、小児用肺炎球菌の予防接種を無料で実施しています。

実施期限 来年3月31日まで

接種場所 県内の実施医療機関

対象

▼子宮頸がん 次のいずれかに該当する人

- ①平成8年4月2日～平成12年4月1日生まれの女子
- ②平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの女子で、先月31日までに、1回目または2回目の接種を行なった人

▼ヒブ 2カ月～4歳の乳幼児

▼小児用肺炎球菌 2カ月～4歳の乳

幼児

接種回数

▼子宮頸がん 3回

▼ヒブ 1回～4回

▼小児用肺炎球菌 1回～4回

※ヒブと小児用肺炎球菌の接種回数の

目安は次のとおり。

	接種開始年齢	回数
ヒブ	2カ月～6カ月	4回
	7カ月～11カ月	3回
	1歳～4歳	1回
小児用肺炎球菌	2カ月～6カ月	4回
	7カ月～11カ月	3回
	1歳	2回
	2歳～4歳	1回

用いる物 母子健康手帳、健康保険証

申し込み 直接、医療機関に予約をしてください

※市外で接種する場合は、事前に、母子健康手帳と印鑑を持参して、各保健福祉センターで手続きをしてください。



☎保健福祉課

☎0848・67・6234
☎0848・67・5934

市分譲地の販売価格を見直しました

①三原西部住宅団地 あやめヶ丘
23万4,914円～43万7,144円
安くなりました。

所在 沼田西町惣定66番7など187
区画

面積 178.28㎡(53.93坪)～35

2.82㎡(106.73坪)

価格 446万3,374円～830

万5,736円



▲分譲中の三原西部住宅団地 あやめヶ丘

②小泉町玉城地区住宅団地

32万2,339円～37万5,949円
安くなりました。

所在 小泉町字大坪5231番2など

12区画
面積 220.21㎡(66.61坪)～34

9.07㎡(105.59坪)

価格 668万9,880円～780

万2,413円

③本郷住宅団地(JT跡地)

55万3,879円～56万5,274円
安くなりました。

所在 本郷南六丁目805番19など2
区画

面積 196.69㎡(59.50坪)～19

8.76㎡(60.12坪)

価格 1,203万4,281円～1,2

28万2,573円

④大和町和木地区住宅団地

7万9,803円安くなりました。

所在 大和町和木1697番35

面積 262.51㎡(79.41坪)

価格 267万6,552円

今月1日～ 複数区画の一括購入の特例がスタート

隣接する複数の市分譲地を購入する場合、購入価格の特例が始まりました。

内容

- ▶2区画を一括購入する場合の価格＝区画単価の合計額の75%
- ▶3区画を一括購入する場合の価格＝区画単価の合計額の70%

※特例の適用は、3区画までです。

☎管財課

☎0848・67・6012



緊急時の情報を携帯電話へメール配信 au・ソフトバンクを追加

先月1日から、KDDI (au)とソフトバンクモバイルの携帯電話にも緊急時の情報をメール配信しています。

NTTドコモの携帯電話には、昨年10月から配信を開始しています。

市から緊急時の情報を発信する際、一定のエリア内にいる、これら3社の携帯電話の利用者に、一斉にメールが配信されます。

事前の登録は必要なく、受信料も無料です。

配信する情報 避難勧告・指示、津波注意報・警報、大津波警報、土砂災害警戒情報など

※緊急速報メール(エリアメール)に対応した機種が対象です。

★その他の携帯電話を利用している人にも、三原市メール配信システムで災害や火災などの緊急情報を配信しています。

ぜひ登録してください。



危機管理室

☎0848・67・6066
☎0848・67・6164

三原市メール配信システムに登録を！

三原市メール配信システムに登録することで、災害情報、防犯情報、火災情報をメールで受け取ることができます。

携帯電話やパソコンから直接登録・解除ができます。次の登録方法に沿って手続きをしてください。

①空メールの送信 → ②登録用アドレスの選択 → ③希望する情報の選択 → ④登録の完了

①空メールの送信
[mihara@xpressmail.jp]へ空メール(件名、本文は入力せずに)を送信します。

②登録用アドレスの選択
免責事項を確認の上、登録用アドレスを選択してください。

③希望する情報の選択
配信を希望する情報を選択し、「登録」ボタンで確定します。

④登録の完了
配信希望情報が表示され、登録完了です。

※携帯電話で①のアドレスを入力する代わりに、次のバーコードを利用できます。

※登録は無料ですが、メールの送受信やインターネットの画面表示に伴う通信料などは登録者の負担になります。

平成24年度版 かんきょうカレンダーの配布

かんきょうカレンダーを町内会・自治会などを通じて配布しました。

まだ受け取っていない人への配布は、環境管理課(宮沖五丁目)、生活環境課(市役所本庁4階)、各支所の地域振興課で行なっています。



環境管理課 ☎0848・63・1210

7月9日から 外国人登録の制度が変わります

7月9日(月)から、日本に、適法に3カ月を超えて在留する外国籍の人に、住民基本台帳制度が適用となり、住民票が作成されます。これに伴い、外国人登録制度は廃止となります。

【特別永住者】

特別永住者証明書が交付されます。

現在持っている外国人登録証明書は、一定の期間、特別永住者証明書として見なされます。

制度開始後、

制度開始後、



▲特別永住者に新たに交付する“特別永住者証明書”

速やかに特別永住者証明書の交付を希望する人は、市民課、または各支所の地域振興課で、事前交付申請をしてください。

【特別永住者以外の人】

在留カードが交付されます。現在持っている外国人登録証明書は、一定の期間、在留カードとして見なされます。事前交付申請を希望する人の手続きの窓口は、入国管理局になります。

市民課 市役所本庁1階

☎0848・67・6047
☎0848・67・6062